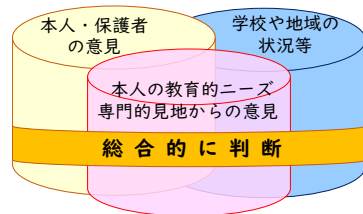


就学相談会のご案内

久留米市教育委員会

就学相談会とは？

医療、心理、教育の各分野の教育支援委員会委員がお子さん及び保護者と面談し、教育的ニーズと必要な支援、次年度の学びの場等について合意形成を図るものです。



就学相談会の流れ

学校での話し合い

市就学相談会への申込
(学校を通して) 7月1日～31日

担任の先生等とお子さんの就学について話し合います。特別支援学校への就学を検討する場合や、保護者と学校との意見に相違がある場合等には、学校を通じて市の就学相談会へ申込を行います。

医師の診断書、検査結果、療育機関の資料等をお持ちの場合は、コピーをご提出ください。

就学相談会 9月中旬～

市教育支援委員（医療・心理・教育）との面談を行います。（30分程度）
結果については、文書でお知らせします。

面談 11月中旬～

就学相談会①の結果について、希望する場合は、市教委と合意形成を図る面談を行います。

継続相談 1月中旬～

必要に応じて、相談を継続することがあります。

就学相談会の結果、お子様の特性に合わせて保護者等との合意のもと以下のような適切な「学びの場」を決めていきます。

- 通常の学級のみで学習します。
- 通常の学級に在籍しながら週1回程度、**通級指導教室**で個別や小集団で自立活動の学習をします。
- **特別支援学級**で、ニーズに応じたきめ細かな指導のもと学習します。
- **特別支援学校（久留米・田主丸・久留米聴覚特別支援学校等）**で、ニーズに応じたきめ細かな指導のもと学習します。

(学校教育法施行令第22条の3の障害の程度にお子様が該当する場合。詳しくは下記におたずねください。)

就学相談会についてのお問合せは、

久留米市教育委員会 学校教育課（0942-30-9217）まで

裏面へ続く

小 学 校 ・ 中 学 校

通常の学級

40人の児童生徒（小学校は35人）を上限とした学級で、学習を行います。

通級による指導

通常学級に在籍し、週に1回「通級指導教室」に通い、小学校は90分間・中学校は100分間、個別や小集団で「自立活動」の学習を行います。

（保護者の送迎が必要です）

詳しくは、別紙「小学校・中学校通級指導教室のお知らせ～学習上又は生活上の困難さのある子どものために～」をご覧ください。

特別支援学級

知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、難聴の学級があり、8人の児童生徒を上限とした学級で、ニーズに応じたきめ細かな指導のもと学習を行います。

また、計画的に交流学級での交流及び共同学習を行います。

特 別 支 援 学 校 （ 小 学 部 ・ 中 学 部 ）

久留米特別支援学校の場合は、知的障害がある児童生徒を対象としています。

【単一学級】6人の児童生徒を上限に編成された学級で、ニーズに応じたきめ細かな指導のもと学習を行います。

【重複学級】肢体不自由を併せもつ児童生徒が、3人の児童生徒を上限に編成された学級で、ニーズに応じたきめ細かな指導のもと学習を行います。

【訪問学級】通学が困難な児童生徒が、担任による自宅や病院への訪問を通して、週3回（小学部は90分間・中学部は100分間）の学習を行います。

※学校内や居住地校等と、交流及び共同学習を計画的に実施します。

※北野町・田主丸町在住の方は小郡特別支援学校への就学も可能です。（訪問教育を除く）

※三潴町・城島町在住の方は筑後特別支援学校への就学も可能です。（訪問教育を除く）

◎小・中・特別支援学校において医療的ケアが必要なお子様には、「医療的ケア対応事業」または「学校訪問看護支援事業」を利用した看護師による対応ができます。その内容については、お子様の実態に応じて決定します。

「医療的ケア」とは、日常的に行われている

経管栄養



喀痰吸引



導尿



等の行為をいいます。